

★**広域連合「京都地方税機構」ってなに？**

京都府と府内25の市町村（京都市を除く）が税業務を共同して行い、納税者の利便性の向上を図るとともに、より一層、公平で公正な税務行政を目指して、昨年8月に設立した特別地方公共団体です。

★**税業務を共同で行うとは？**

府税、市町村税の滞納整理は、従来、府、市町村がそれぞれ個別に行っていましたが、今後は、「京都地方税機構」が行います。課税に関する事務も順次、共同して行っていく予定で、「京都地方税機構」で、地方税の申告書を一括して受け付けることなどを目指します。

★**具体的にどう変わるの？**

「京都地方税機構」では、平成22年1月から京都府や市町村から移管を受けた滞納事案に係る滞納整理などの徴収業務を課税した府・市町村に代わって行っています。移管を受けた滞納事案の納税者には「移管事案引受通知書兼納税催告書」でお知らせします。

★**「移管事案引受通知書兼納税催告書」が届いたら？**

納付の方法や納付計画等について住所地を所管する右記の事務所で相談してください。

★**どんな効果が？**

- 税業務の共同化が進めば
- ・申告や納税の窓口が一元化されます。
 - ・コンビニ納税などの導入で納税しやすくなります。
 - ・クレジット納税や電子納税等、より便利な納税方法も実現します。
 - ・業務効率化による経費削減効果を生み出し、その財源を住民サービスの充実に活用できます。

からののお知らせ
「京都地方税機構」
 広域連合

4月から京都市内に3箇所の地方事務所を増設し、本部と9箇所の地方事務所で体制を充実して業務を行います。

滞納税の納付相談は、住所地を所管する下記事務所まで

事務所名	所 在	所 管
本部・特別機動室	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 旧本館 2階 TEL:075-414-4444	500万円以上の滞納事案
京都東地方事務所	〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21 3階 TEL:075-213-6371	左京区、中京区、東山区、山科区
京都西地方事務所	〒615-0022 京都市右京区西院平町25 東芝京都ビル 5階 TEL:075-326-3381	北区、上京区、右京区、西京区
京都南地方事務所	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町13 九条MIDビル 2階 TEL:075-692-1447	下京区、南区、伏見区
相楽地方事務所	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 京都府木津総合庁舎 1階 TEL:0774-72-5069	木津川市、笠置町、和束町 精華町、南山城村
山城中部地方事務所	〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8 府立城南勤労者福祉会館 1階 TEL:0774-46-0807	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市 久御山町、井手町、宇治田原町
乙訓地方事務所	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 京都府乙訓総合庁舎 2階 TEL:075-933-7061	向日市、長岡京市、大山崎町
中部地方事務所	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 京都府亀岡総合庁舎別館 1階 TEL:0771-22-3884	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹地方事務所	〒620-0301 福知山市大江町河守285 福知山市大江支所 1階 TEL:0773-56-0340	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後地方事務所	〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226 京丹後市大宮庁舎 3階 TEL:0772-68-1041	宮津市、京丹後市、伊根町 与謝野町

詳しくはホームページをご覧ください <http://www.zeimukyodoka.jp/>

お問い合わせ **京都地方税機構事務局** 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 旧本館 2階
TEL 075-414-4499 FAX 075-411-1551